

26Q-pm215

裁判例が示す問診義務と薬剤師—1 薬剤師の特性を知らずながら情報収集しなかったことに起因する事故

○喜来 望¹, 秋本 義雄², 鈴木 順子¹, 鈴木 政雄³, 福島 紀子⁴, 宮本 法子⁵, 海老澤 哲⁶(¹北里大薬, ²東邦大薬, ³いわき明星大薬, ⁴慶応大薬, ⁵東京薬大薬, ⁶薬ゼミトータルラーニング)

【はじめに】薬剤師の投与に際して、薬剤師の特性を念頭に置き、投与の結果起き得ることを予見しつつ、患者から情報を収集することは、薬物治療の安全性確保には欠かせない義務である。情報収集を怠り、患者に被害を生じせしめたと判断された判例をもとに、薬剤師の情報収集義務について考察する。

【検討事例】眼病治療のために行った抗生物質の注射による薬疹事故につき、問診義務を怠った点に過失があるとして、医師に損害賠償責任を命じた事例（昭和53年5月9日判決 福岡地方裁判所小倉支部 判例時報898号93頁）

【主要な判旨】「想定する医療水準から推して、医師は薬剤投与に際しては添付文書等の説明からその特性、副作用等につき熟知しているはずであり、その識見から問診を行い、最終的に適正な治療方針を導くものである。適正な問診によれば、薬剤師の特性から予見できることも多々あるのに、特段の事情なく問診をせず、この結果を招いたことに過失がある」と、薬剤師の特性に基づく問診の意義を判じた。

【薬剤師業務への当てはめ】医師に対する司法判断ではあるが、医薬分業下では、この判断は薬剤師の特性を知り得る者であって、投薬の最前線にいる薬剤師に当然にも向けられたものとなる。薬物治療の成功とは、その効果と安全性の両面から論じられるものであり、しかも両者とも薬物の特性と患者の個別的事情によって定まるとするならば、とりわけ薬剤師の負う責務である「安全性確保」については、薬剤師の特性の熟知とそれに基づく有害な結果の予見、それを抑制防止するために必要な患者の諸事情に関する情報収集、これらから導かれる措置の準備にいたる情報活動がきわめて大きな意義をもつ医療上の義務であることは自明である。